

令和4年度「栄養管理状況報告書」集計結果

1 目的

各給食施設において、適切な栄養管理を実施し、給食を通じて利用者の健康増進を推進するための参考資料となるよう、11月に作成を求めた栄養管理状況報告書の結果を報告する。

2 対象

柏市内特定給食施設及び小規模給食施設

(1)給食施設数

特定給食施設 (1回100食以上又は1日250食以上提供する施設)	163施設
小規模給食施設 (1回50食以上又は1日100食以上提供する施設)	27施設
合 計	190施設

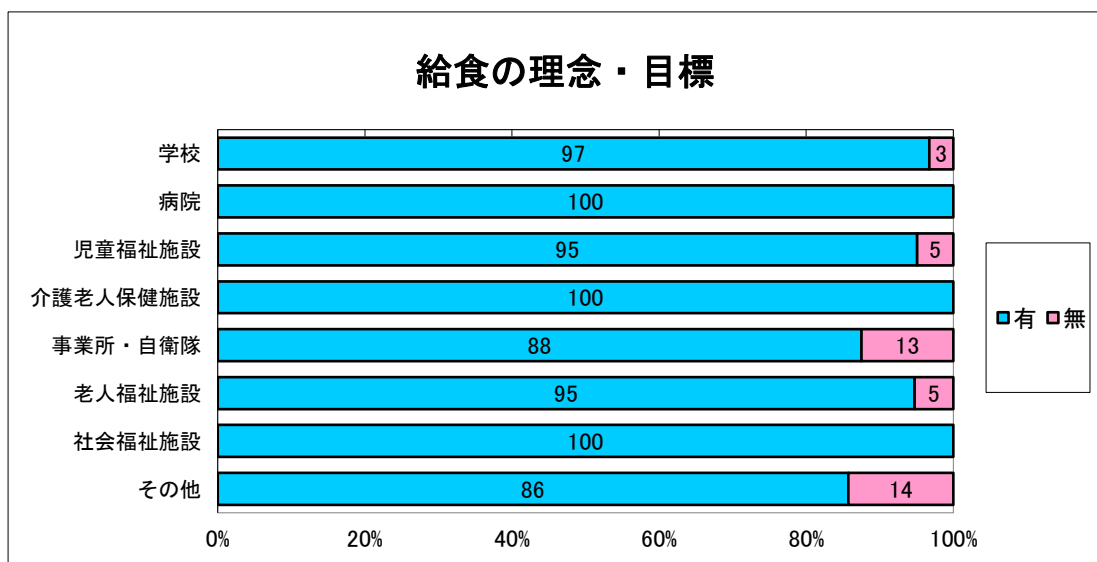
(2)対象給食施設の内訳

集計上の施設の分類		施設数	総施設数に占める割合
学校		61	32.1%
学校内訳	小・中学校・給食センター	53	32.1%
	特別支援学校	1	
	大学	1	
	高校	1	
	幼稚園	5	
病院		15	7.9%
介護老人保健施設		9	4.7%
老人福祉施設		19	10.0%
児童福祉施設		61	32.1%
事業所・自衛隊		16	8.4%
社会福祉施設		2	1.1%
その他の施設		7	3.7%
合計		190	

3 集計結果

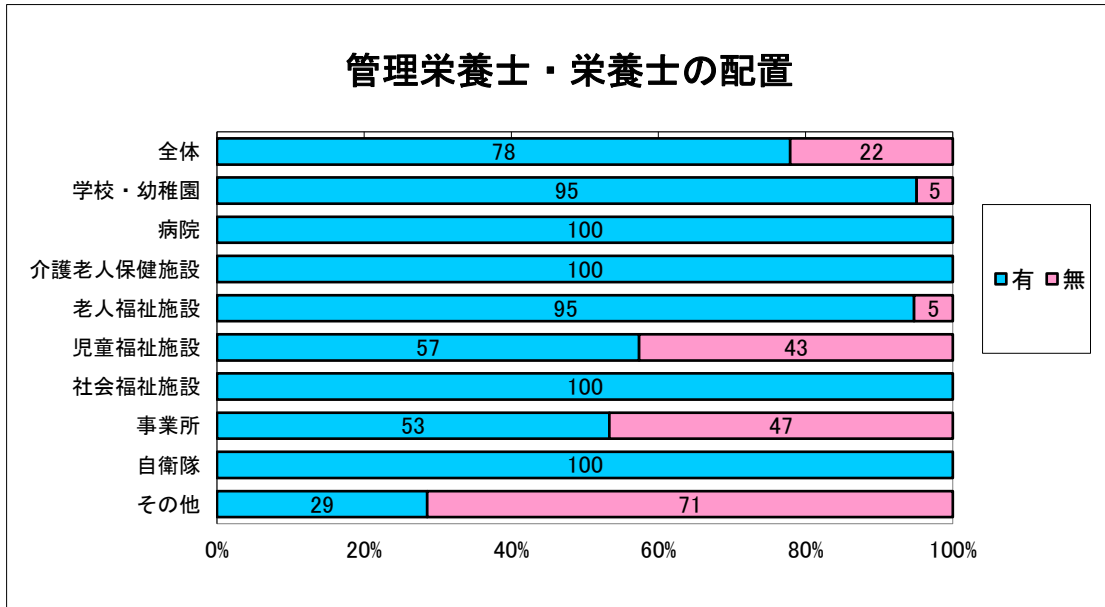
(1)理念・目標

理念・目標について設定をしている施設の割合



(2)管理栄養士・栄養士の配置

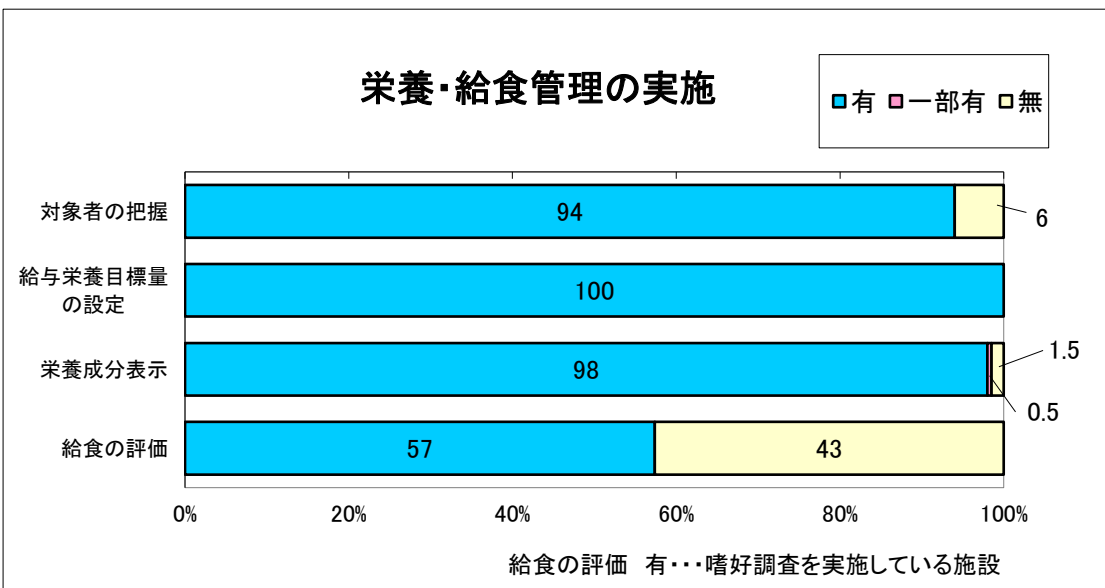
常勤の管理栄養士もしくは栄養士を配置している施設の割合



- ・個別の栄養管理が重視される者を対象とした施設(病院や介護老人保健施設, 老人福祉施設, 社会福祉施設)では, ほとんどの施設で常勤の管理栄養士・栄養士が配置されている。
- ・給食施設全体としてみると, 常勤栄養士の配置がない施設は22%あるが, その内多くの施設では非常勤や委託会社本社の栄養士が献立を作成しており, 栄養士が栄養管理に関わっている。また, 公立保育園においては施設に栄養士の配置はないが, 主管課に栄養士を配置している。
- ・管理栄養士・栄養士が未配置の施設においては, 適切な栄養管理ができるよう体制の整備に努める必要がある。

(3)栄養管理・給食管理の実施

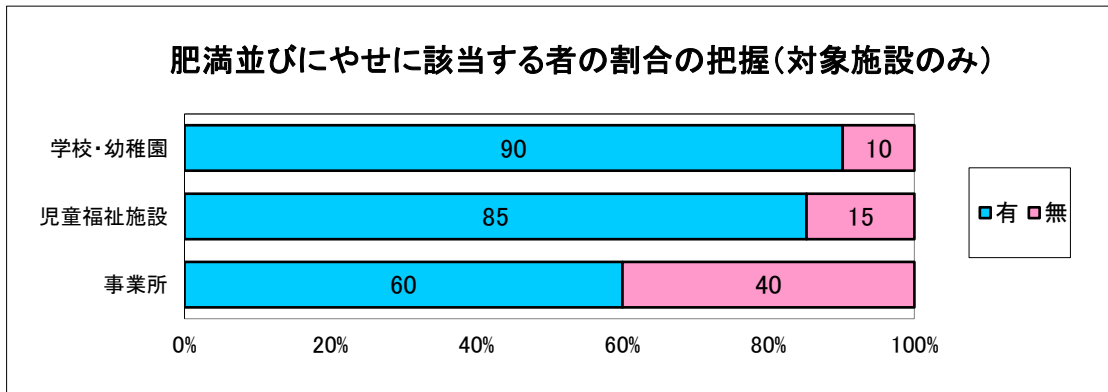
全施設において, 対象者の把握, 給与栄養目標量の設定, 栄養成分表示, 給食の評価を実施している施設の割合



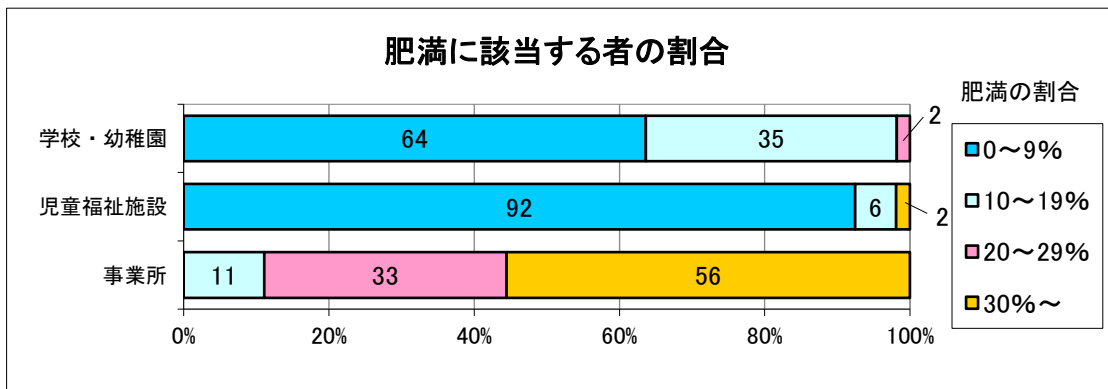
- ・対象者の把握, 給与栄養目標量の設定, 栄養成分表示についてはほとんどの施設において実施されているが, 給食の評価については半数に留まる。
- ・提供した食事内容が対象者に適したものであるか, 対象者の意思が反映されているかどうかを確認し, その結果から課題を抽出して, 次の食事に反映することが, 対象者のQOLの向上や栄養管理上必要である。

(4) 肥満並びにやせに該当する者の割合の把握(対象施設のみ)

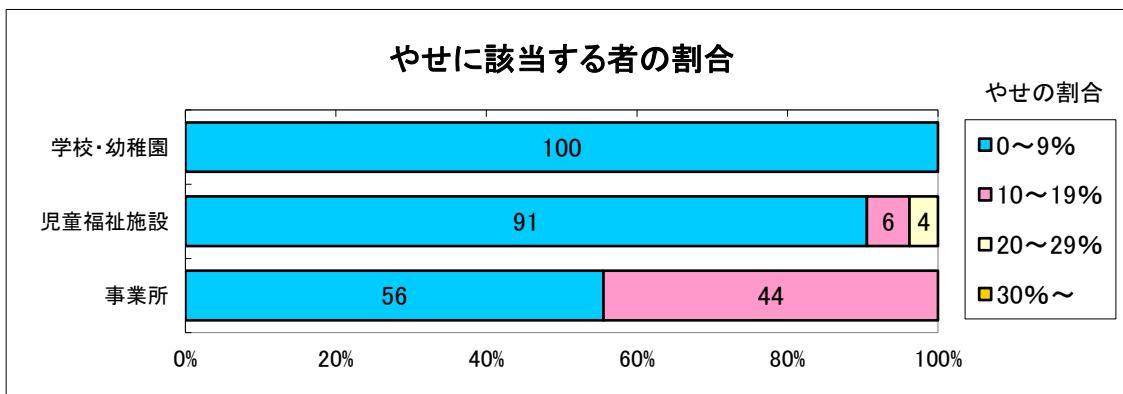
対象施設とは、健康増進を目的とした施設であり、学校、児童福祉施設、事業所、寄宿舍が該当する



① 肥満に該当する者の割合別(把握している施設のみ)



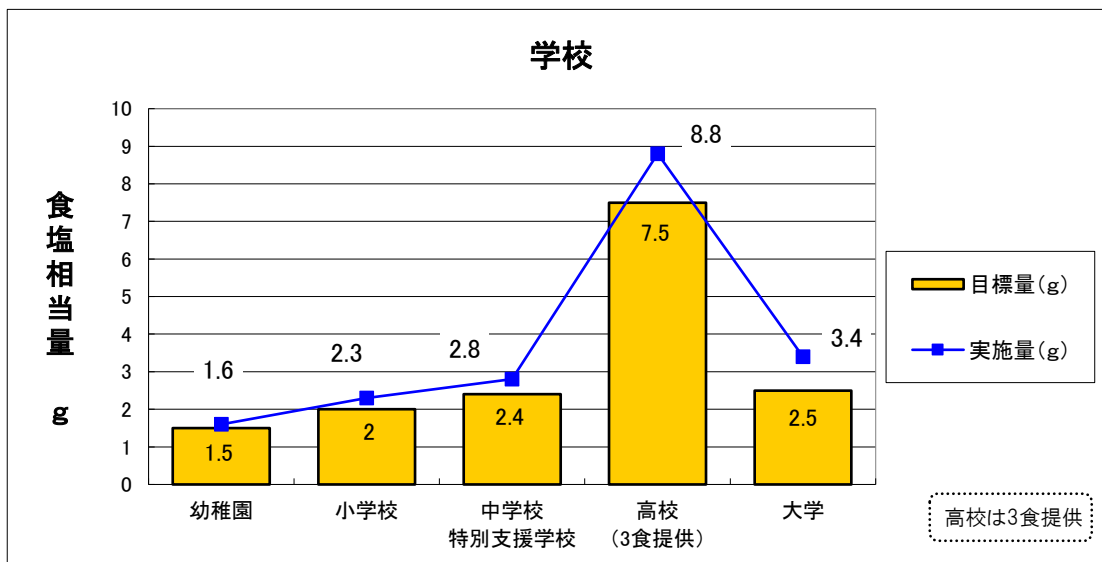
② やせに該当する者の割合別(把握している施設のみ)



・肥満並びにやせに該当する者の割合の把握は、学校、児童福祉施設ではほとんどの施設において実施されているが、事業所では把握の割合が低い。また、肥満並びにやせに該当する者の割合は事業所で多いため、栄養改善や健康増進を図るための措置を講じる必要がある。

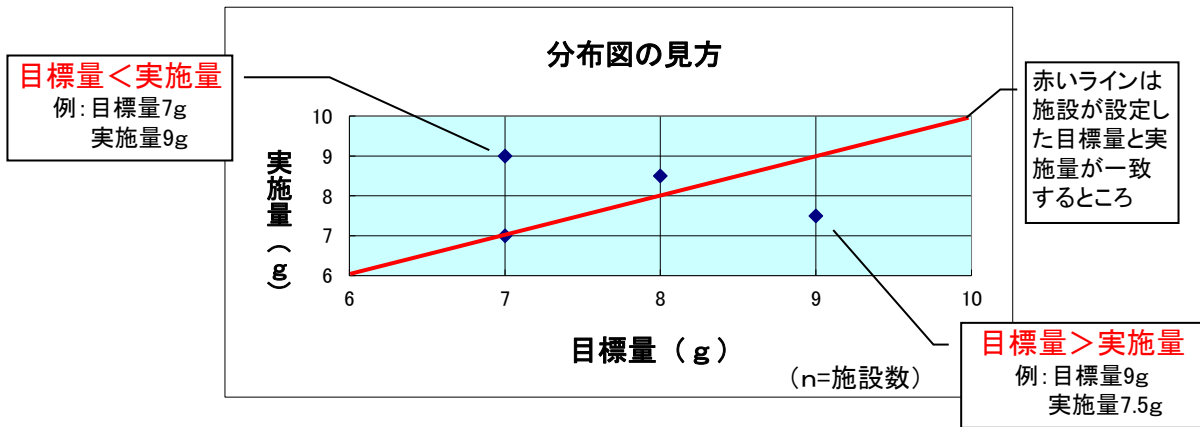
(5)食塩相当量の施設ごとの比較

①学校



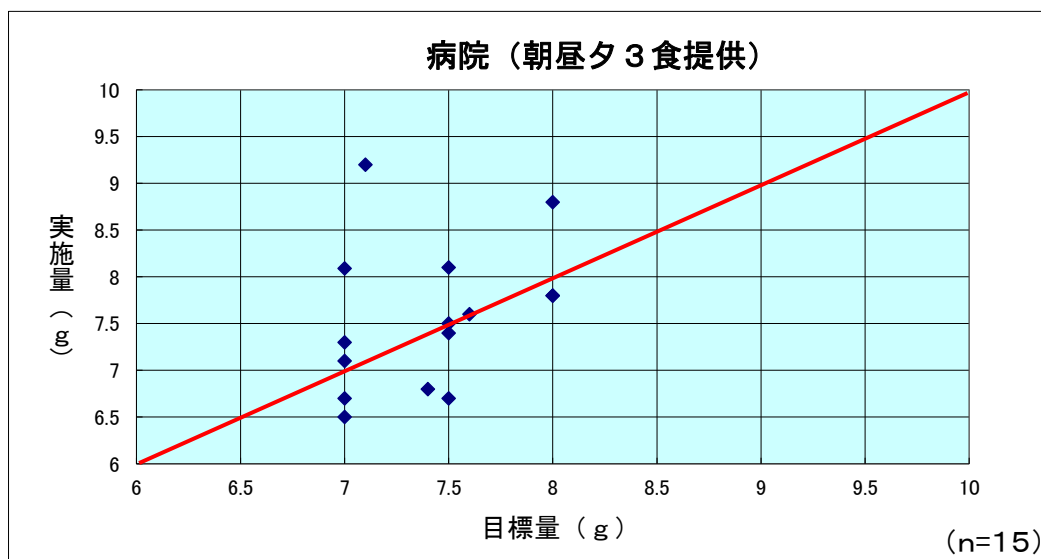
- ・公立学校は文部科学省から目標量の基準値が出されており、各学校において実施量が目標量を超えないよう、工夫がなされている。
- ・高校、大学は各施設で目標量を設定している。大学では昨年度より目標量を下げているが、引き続き高校、大学ともに、実施量を目標量に近づけることが課題である。

《分布図の見方》

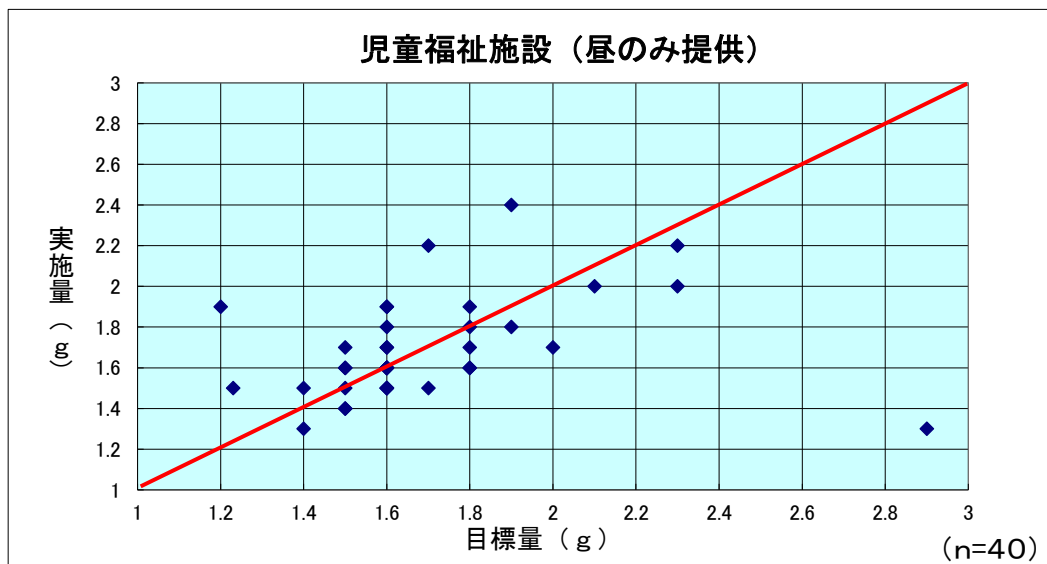


食塩相当量の目標量は、成人男性7.5g未満、成人女性6.5g未満である(日本人の食事摂取基準2020より)。国の指標やガイドラインを前提とした目標量を設定し、実施量を赤いラインに近づける事が望ましい。

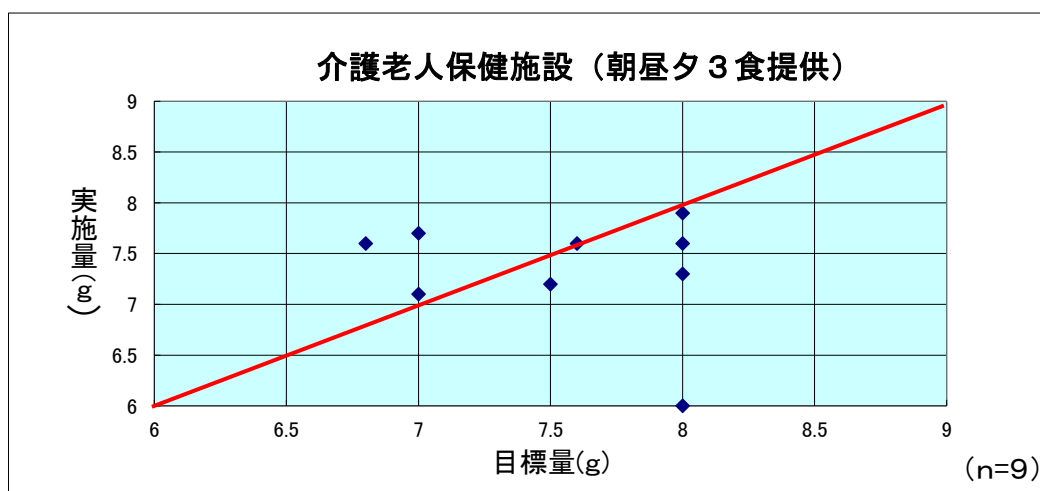
②病院



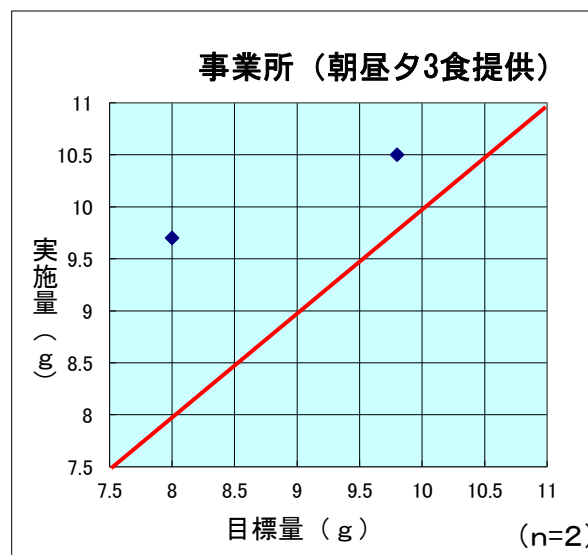
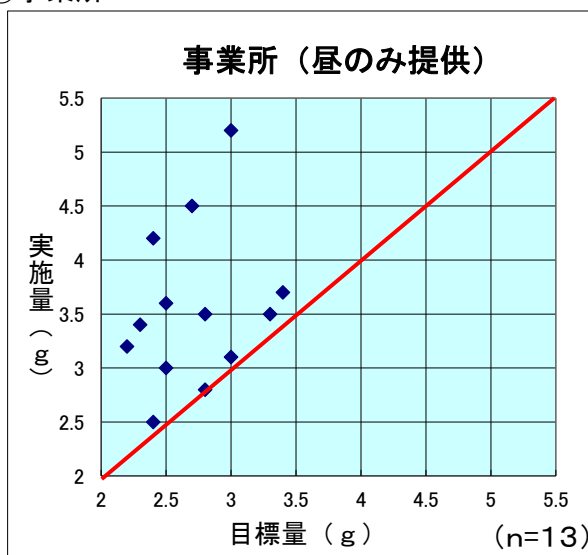
③児童福祉施設



④介護老人保健施設

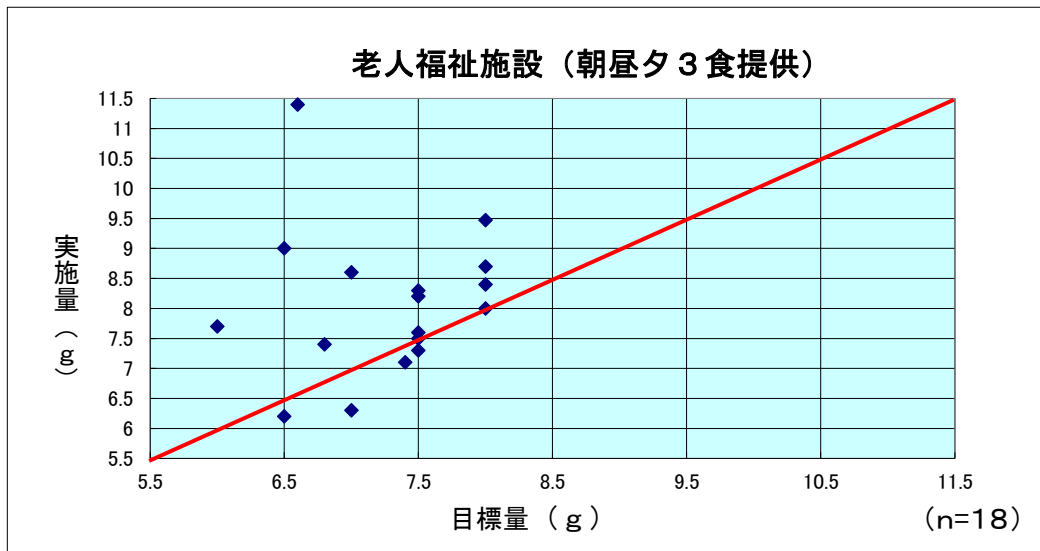


⑤事業所

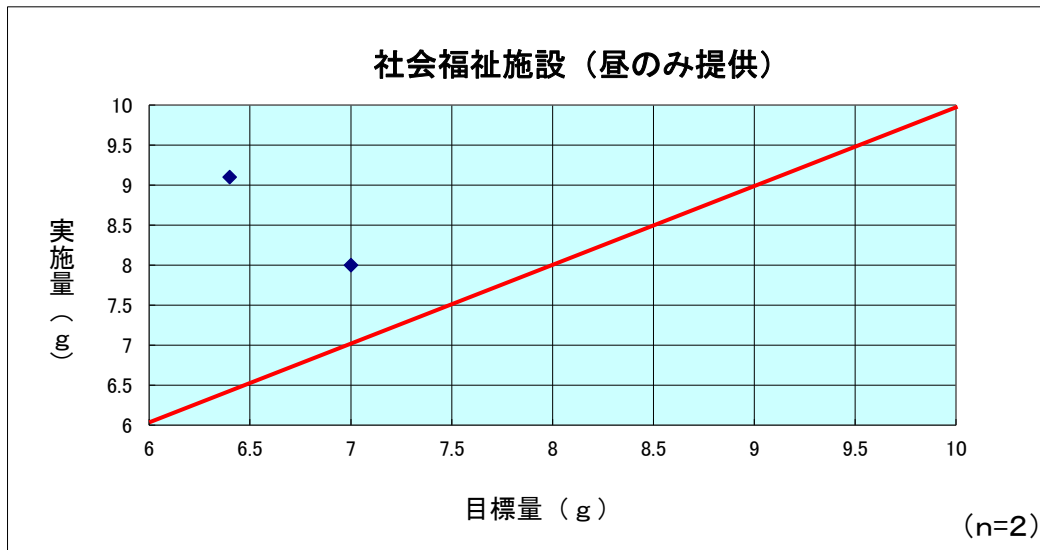


・事業所ではほとんどの施設において実施量が目標量を上回っている。嗜好への考慮も大きいと考えられるが、適切な栄養管理ができるよう献立の工夫が必要である。併せて、対象者の意識改善を目的として、食堂等で健康に関する啓発等に取り組むことが望ましい。

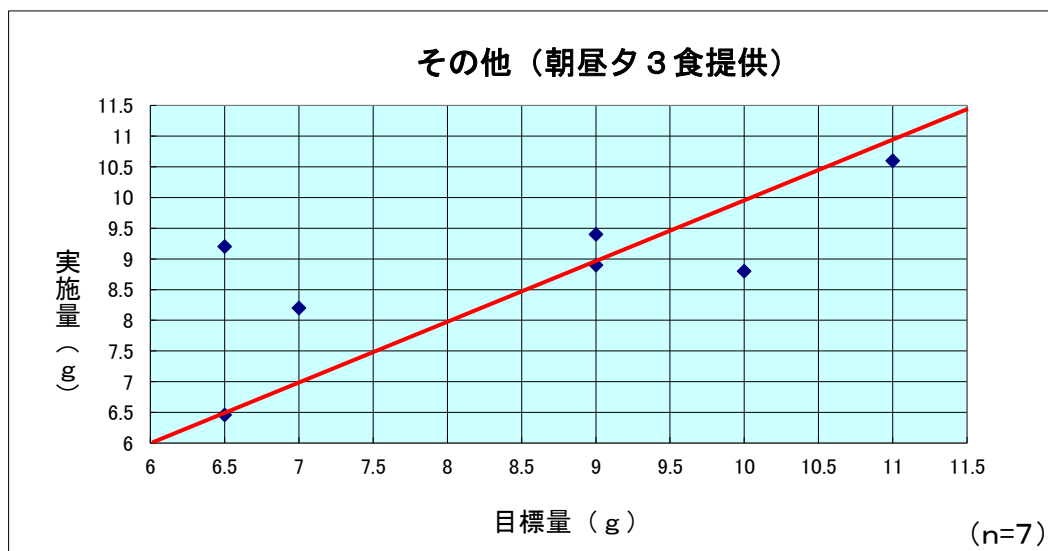
⑥老人福祉施設



⑦社会福祉施設



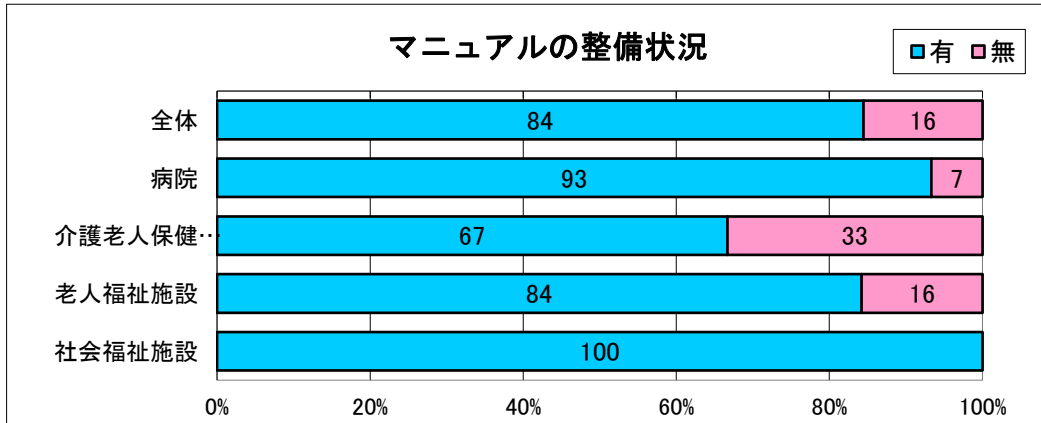
⑧その他



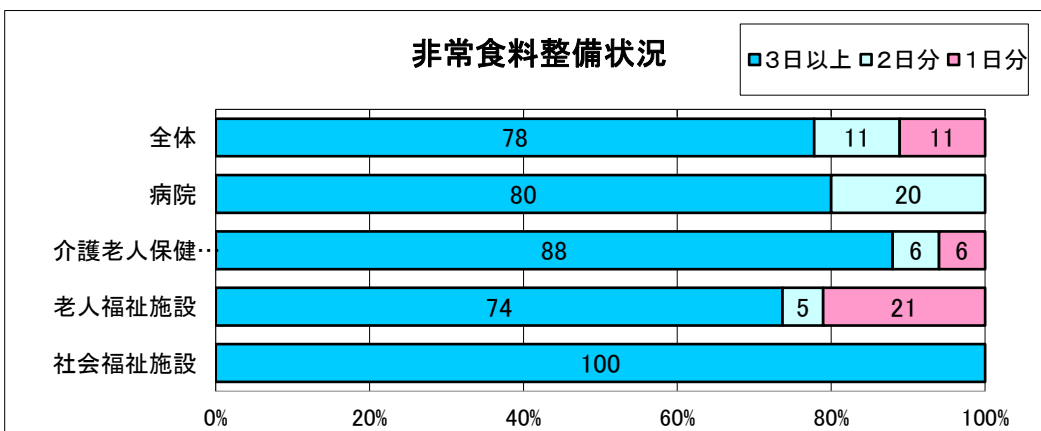
(6)災害時の体制

病院, 介護老人保健施設, 老人福祉施設, 社会福祉施設の災害時の体制についてまとめた。

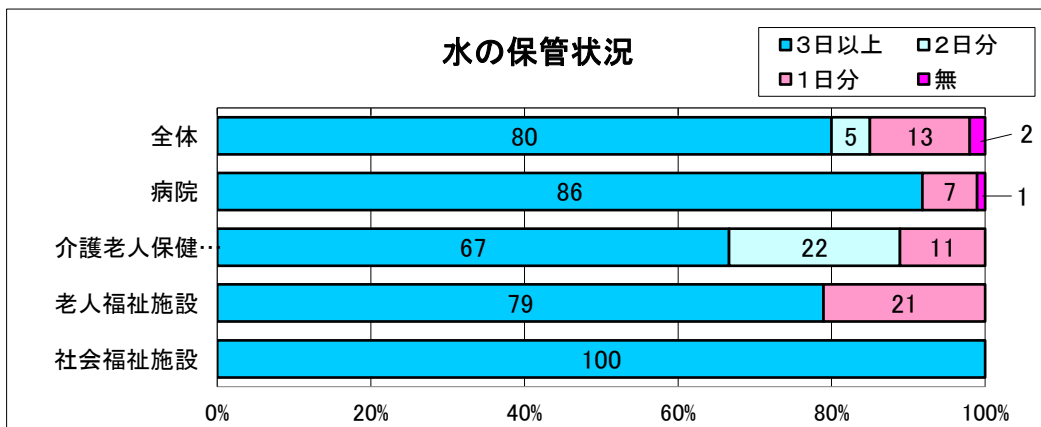
①マニュアルの整備状況



②非常食料整備状況(日数)



③水の保管状況



- ・マニュアルの整備については、多くの施設で整ってきている。しかし、給食部門だけで内容を把握していたり、施設全体のマニュアルはあるが給食についての項目がない施設もある。施設全体で給食の内容を共有することが必要である。
- ・3食提供施設の全てで、何かしらの備蓄を整えている。しかし、備蓄品の保有日数が1日分又は2日分や、「食料のみ」といった施設も存在する。食料、水共に、最低3日分、できれば1週間以上の備蓄ができることが望ましい。
- ・熱源の整備がない施設はあるが、加熱せずに提供できる非常食を準備している場合が多く、食事提供に支障が出ないように準備ができてきている。
- ・実際の給食に、非常食や簡易食器の使用等、災害を想定した食事を提供している施設もあり、課題を見出して次の購入の参考としている。また、発電機を実際に使用し災害時に備えている施設もあった。
- ・保存期間の長い非常用食料だけでなく、常時ある食品をローリングストックとして、非常時の献立に組み入れている施設が増えてきている。